○経済産業省告示第七十八号

登録免許税法第二十四条第二項の規定に基づくアルコール事業法の許可に係る登録免許税の納付期限及び

当該納付に係る領収証書をはり付ける書類

平成十八年四月三日(令和二年十二月二十八日改正)

経済産業大臣 二階 俊博

登録免許税法第二十四条第二項の規定に基づくアルコール事業法の許可に係る登録免許税の納 付 期限

及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類

登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号)第二十四条第二項及び登録免許税法施行令 (昭和四十二年

政令第百四十六号)第三十条の規定に基づきアルコール事業法の許可に係る登録免許税の納付期限及び当該

納付に係る領収証書をはり付ける書類を次のように定める。

- 一 登録免許税の納付期限許可をした日から一月以内とする。
- 一 領収証書をはり付ける書類次の様式によるものとする。

(表)

登録免許税納付届

年 月 日

経済産業局長 殿

届出者 商号、名称

氏 名

(法人にあっては、その代表者の氏名)

住 所

アルコール事業法の許可について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第24条第1項の規定により、領収証書を提出します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

領収証書はり付け欄